

青森県報

第二百二十号

令和二年
十月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任……………(西北地域県民局) ……三
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域県民局) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

告 示

青森県告示第七百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
盛耳鼻咽喉科	黒石市大字浜町三	令和 二・八・二四
ひらやま薬局	黒石市大字浜町二	三・九・二〇

青森県告示第七百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

盛耳鼻咽喉科

黒石市大字浜町三

令和
二・八・四

青森県告示第七百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハッピー調剤薬局十和田西金崎店
所 在 地	十和田市西二十三番町六〇の一
指 定 日	令和 二・〇・七

青森県告示第七百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	得居泌尿器科医院
所 在 地	三沢市下久保三丁目二〇の二
担 当 する 医療の 種類	じん臓に関する医療
指 定 年 月 日	令和二・二・一

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

2 株式会社もち吉

福岡県直方市大字下境二四〇〇

代表取締役 森田長吉

三 青森市の意見の概要

1 変更届出の計画では、同一敷地に複数の店舗が立地するため、来客者及び来客の自動車が多くそうすることになると考えられること、また、当該大規模小売店舗の商圏は、平成十四年の新設届出時と比べ周辺地域の土地利用状況が変化していることから、適切に対処すること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託基準を遵守し、適正処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年十月十四日から同年十一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により七戸都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和二年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和二年十一月十三日 午後二時から

二 開催の場所

七戸町役場七戸庁舎三階第二会議室 上北郡七戸町字七戸三一の二

三 案件

七戸都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、七戸町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和二年十一月四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の二
七戸町建設課 上北郡七戸町字七戸三一の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
七戸町建設課

2 閲覧期間

令和二年十月二十二日から同年十一月四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年十月十四日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監 事	山 口 ま つ え	○五所川原市大字姥滝字船橋五二の一八	令 和 二 ・ 九 ・ 二 五

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年十月十四日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員の内任の別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	西村 誠	十和田市大字沢田字深堀平一七一の三	令和二・九・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所所在地	公職の種類 （第一号）	市町村等以上の区域を単位として設けらるる支部	届出年月日
---------	-------	-------------	-----------	----------------	------------------------	-------

立憲民主党 青森県選挙区第1区 支部	立憲民主党 青森県選挙区第3区 支部	立憲民主党 青森県参議院選 支部
升田 世喜	山内 崇	田名部 匡
澤田 陽子	佐藤 孝治	田名部 政
青森市大字 玉川一丁目 八	弘前市大 字萱町三 九の一	八戸市大 字岩泉町 四の七
衆議院議員	衆議院議員	参議院議員
○	○	○
二・九・三〇	二・九・二九	令和 二・九・二九

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	自由民主党青森県 三戸郡第二支部 （夏堀 浩一）	自由民主党藤崎町 支部 （奈良 完治）
八木田 浩	新	会 計 責 任 者	代 表 者
馬場 重克	旧	南津軽郡藤崎町 大字中野目字早 稲田東四〇の一	奈良 完治
令和 二・四・一	異 年 月 日 動	南津軽郡藤崎町 大字柏木堰字西 亀田二七の一	小野 稔
		会 計 責 任 者	阿部 祐己
		中田 祐介	二・九・一

自由民主党蟹田支部 (神山 久志)	会計責任者	木浪 研一	久慈 清光	二・九・二四
----------------------	-------	-------	-------	--------

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
夏堀浩一後援会 (西館 隆)	会計責任者	八木田 浩	馬場 重克	令和 二・四・一
芙蓉会 (夏堀 浩一)	会計責任者	八木田 浩	馬場 重克	二・四・一
坂本美洋後援会 (田畑 稔)	代表者	田畑 稔	金沢 登	二・九・五
成田はじめ後援会 (會津 進之助)	代表者	會津 進之助	坪田 義憲	元・三・三
平館地区山崎ゆい こ後援会 (高坂 茂)	代表者	高坂 茂	北田 嘉弘	二・九・二〇

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
立憲民主党青森県第3区総支部	山内 崇	令和二・九・二四

政党以外の政治団体

立憲民主党青森県連合	山内 崇	二・九・二四
国民民主党青森県第1区総支部	奈良 祥孝	二・九・二
国民民主党青森県第3区総支部	今 博	二・九・二
国民民主党青森県第2区総支部	田中 満	二・九・二
国民民主党青森県総支部連合会	田名部 匡代	二・九・二
国民民主党青森県八戸市支部	吉田 博司	二・九・二

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
坂井文明後援会	坂井 照幸	令和二・八・三
成田はじめ後援会	會津 進之助	元・三・三
船場栄後援会	山田 正典	元・三・三
秋田誠二後援会	秋田 聖	二・八・二〇
横浜町の活性化を考える会	秋田 誠二	二・八・二〇
あおもりイカス会	藤森 博昭	二・九・二〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円